

台中市における攤販の社会背景と仮設空間の構成秩序

—アジアの仮設的賑わい空間に関する研究—

小倉 一平

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

アジア諸都市は公共空間の占用に対し原則禁止の方針で規制を行ってきた。しかしながら、我々が目にする様にアジア諸都市ではその方針と異なり、屋台や露店等が公共空間を占用し、都市固有の「賑わい」や景観をつくり出してきた実態があり、制度や規制方針と実態との間に乖離がある。

このように、都市の「賑わい」や公共空間の利用と占用に関しては、アジア諸都市共通の問題として制度および実態の両面から研究を行う必要がある。

本研究は台中市に広く存在する攤販¹⁾(タンファン)を事例として、下記の3点を研究の目的とする。

- (1) 攤販の持つ経済的な影響力や攤販による公共空間を占用した営業や管理上の課題といった社会的な背景を明らかにする。
- (2) 台中市における攤販集中区の分布状況を把握し、立地場所と占用方法から攤販集中区を類型化することで周辺環境との相互関係を明らかにする。
- (3) 攤販が創り出す仮設空間の構成要素を抽出し仮設空間の持つ空間パターンを把握した上で仮設空間を構成する秩序を明らかにする。

1-2 研究の方法

まず仮設物による公共空間の利用と占用の問題を把握するために、台中市の市役所および関係機関へのインタビュー調査と資料の収集・分析から攤販の社会背景を明らかにする。次に攤販集中区の台中市中心部と郊外部での立地特性を明らかにし、攤販集中区の特徴を占用場所と方法から類型化する。最後に、攤販が占用することで街路空間に発生する仮設空間の構成秩序を明らかにし、制度及び実態からみた台中市における仮設的賑わい空間の現状を明らかにする。

2. 台中市における攤販の社会背景

2-1 台中市と攤販の概要

台中市は、台湾西岸地区の中間部に位置し、人口約96万人の台湾第3の都市である。台湾では街路上での商業活動が非常に活発であり、台湾地区全体で約26万件以上の攤販が存在している。研究対象である台中市内には、67箇所の攤販集中区、16,000件以上の攤販が存在

しており、また、主要3都市の中で小売店舗数に対する割合と人口1人当たりの攤販数が最も大きく、都市生活において多大な影響を与えているといえる(表1)。1999年の台中市における全攤販の月間平均総売上は約46億円であり、新光三越百貨・台中店の約1.8倍に相当する数字である。

2-2 攤販営業者の概要

台中市の攤販営業者の主要な従事理由としては、「経営が比較的自由(簡単)」、「他に適当な就業の機会がない」、「他に生活するための職能がない」の3項目が従事理由の上位を占めている。しかし、営業者の学歴別構成比を見るとこの10年間でが高校卒業以上が20%から40%に上昇した。これは、「教育程度が低く技術能力が乏しいために、適当な職業に着くことが出来ない」営業者から、「経営が比較的自由に簡単なので兼業で攤販を営業し、収入の足しにする」という攤販の営業者が徐々に現れてきていることを示唆している(図1、表2参照)。

2-3 攤販の営業に関する法令と営業許可の現状

これまで、「台湾省攤販管理規則」に基づき攤販営業許可を発行してきたが、交通妨害や景観悪化等の攤販による問題から新規許可は発行してこなかった。そのため、現在許可を受け合法的に営業している攤販は624件(全体の約4%)に過ぎない。攤販の営業に関連する法令は他に、道路交通管理処罰条例、食品衛生管理法や廃棄物処理法、社会秩序維護法等が挙げられる。

表1 台湾主要都市の比較²⁾(1998年)

	人口(人)	攤販数(件)	小売店舗数(件)	小売店舗に対する攤販の割合(%)	人口百人あたりの攤販数(件)
台中市	960,000	16,375	20,009	81.8	1.79
台北市	2,640,000	25,086	51,100	49.1	0.95
高雄市	1,460,000	21,333	32,231	66.2	1.46



写真1 台中市における仮設的賑わい空間

2-4 台中市によるこれまでの攤販対策と今後の方針

(1) 攤販の管理に関する問題点

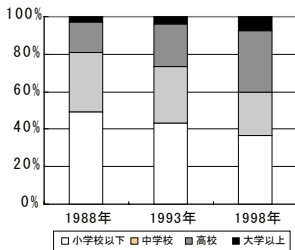
1999年における攤販の違反(22,747件)のうち99.5%が道路交通管理処罰条例に関するものである。そこで、台中市政府は公有市場の建設、民有市場への優先的参加の推進、臨時攤販集中区の設置を行い、道路上の攤販を排除・再配置してきたが、人員・予算の不足により有効な取り締まりが行えないことが実情である。

また、攤販問題を専門に取り扱う部局がなく攤販に関わる部局間での方針のずれが存在しているなど足並みは揃っていない。

(2) 台中市政府による今後の管理方針

台中市政府は攤販が台湾では生活の一部であり、将来的にも決してなくなることはないとの考えから、攤販の合法化、明確かつより強力な管理方式の構築を目指した新しい管理規則である「台中市攤販管理補導自治条例」が2002年11月に施行された。今後この条例に基づいて営業許可が発行され、管理されていくことになる(図3)。

条例によれば、攤販管理の主管機関を台中市政府経済局としている。これまでと異なる点は、地域の特色を活かし観光資源として発展の可能性がある攤販(集中区)を表彰したり、観光夜市に指定するといった優良攤販(集中区)の表彰や、法人等を対象として、許可証を発



取締りの根拠となる法令	構成比(%)
道路交通管理処罰条例	99.5%
食品衛生管理法	0%
廃棄物処理法	0.0%
社会秩序維護法	0.3%
營業税法	0.1%
商業登記法	0.1%

図1 営業者の学歴の変化(2) 図2 違法攤販取締りの執行状況(1999年)

表2 攤販營業の従事理由(2)

営業者特性	経営が比較的 自由	他に適当な 就業の機会 がない	他に生活す るための職 能がない	業で収入 の足しに	攤販營業は 利益がよい	その他	総計
年齢別	30歳未満	57.5	15.6	5.2	8.6	4.9	8.3
	30-39歳	42.1	27.4	7.2	9.4	6.9	7.0
	40-49歳	35.2	25.9	16.7	8.7	7.3	6.3
	50-59歳	32.3	22.4	27.4	6.3	5.6	6.0
	60歳以上	28.3	17.0	34.7	8.6	3.1	8.3
教育程度	小学校以下	31.2	23.1	26.0	7.4	5.5	6.8
	中学校	39.6	24.8	12.9	9.9	7.6	5.2
	高校	46.4	23.5	7.3	8.7	5.9	8.2
	大学以上	52.9	19.8	4.1	7.5	4.6	11.0

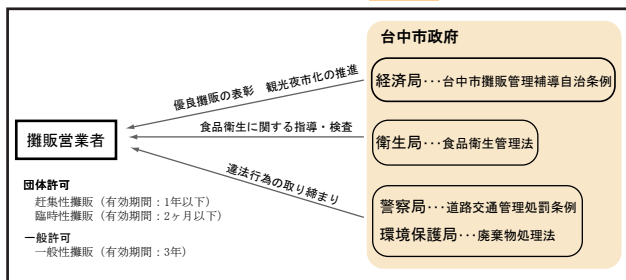


図3 台中市における攤販管理の仕組み

行し、許可証のある団体に所属すれば合法的な攤販營業が可能になる団体營業許可の発行が挙げられる。このように、攤販を法的に位置付け、積極的に活用していこうとする市政府の姿勢が見受けられる。

3. 攤販集中区の立地特性と類型

3-1 攤販集中区の立地特性

攤販集中区の立地と月平均營業額、營業時間、経過年数、立地場所の土地所有形態、用途地域といった5つの項目を照らし合わせることによって、旧市街を含む台中市中心部と郊外部における攤販集中区の立地特性が明らかになった。中心部と郊外部の境界は地図上において台中駅から半径3kmの円で分割した。

攤販集中区は住宅区から商業区に立地し、いずれの場合も文教区から500m圏内に立地している。従来の集中区では道路等の公共用地を使用し、近年では私有地を使用して、攤販集中区は現在も尚、近隣コミュニティの核としての役割を果たしている(表3)。

3-2 攤販集中区の類型と空間構成

台中市の攤販集中区は、現地調査の結果、立地場所と

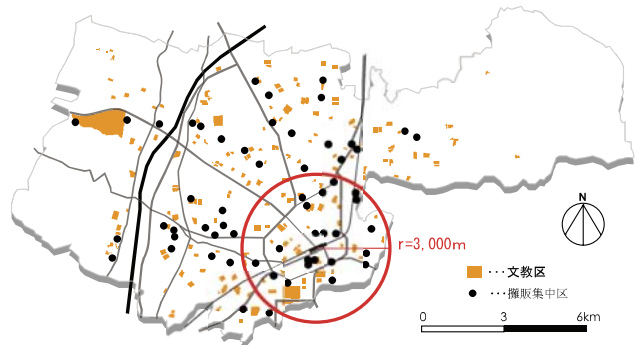


図4 台中市における攤販集中区の分布(1998年)

表3 3km圏内と圏外における攤販集中区の性質の比較

	設立経過年数	營業時間	立地場所の土地所有	月平均營業額
圏内	主に10年以上	主に朝型	主に公共用地	營業規模が大きい
圏外	主に10年以下	主に夕方・夜型	主に私有地	營業規模が小さい



写真2 類型別に見た攤販集中区

攤販の可動性から「市場型」、「移動型」、「歩行者回遊型」、「ロードサイド型」の4種類に類型化できる（写真2）。

「市場型」の攤販は固定されているが、街路を利用する「歩行者回遊型」、「ロードサイド型」は通行客層に応じて、また街路を定時で占有するなど一日のサイクルで攤販が入れ替わることによって街路に賑わいを創出している（図5）。また「移動型」は主に郊外に立地し、空地、駐車場を毎日、占有場所を替えながら、他の類型には無い、娯楽を提供している。このように、攤販集中区は立地場所の特性に応じながら様々な方法を採用している。

4. 仮設空間の構成秩序

4-1 分析の概要

まず、仮設空間の空間パターンを10箇所の現地調査（調査は2000年10月、2001年10月に実施）によって得られた結果から抽出する。次に得られた空間パターンを実際の攤販集中区に当てはめる。ここでは、歩行者回遊型である台中一中周辺に創出される仮設空間を事例とした（2001年10月7日、20:00の状態）。さらに攤販が占有している状況を平面図上に記録し、メッシュマップ化（1×1m）し、占有領域を可視化する。攤販の占有領域を街路軸方向に延長し、仮設空間パターン図（図6参照）を作成し、分布特性から空間構成秩序を明らかにする。

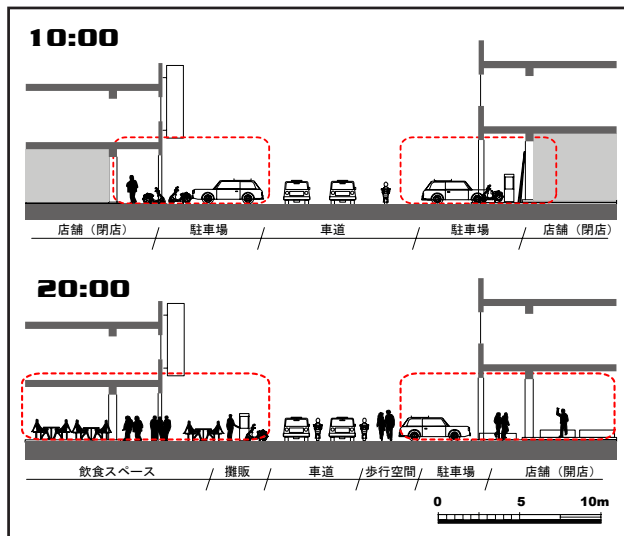


図5 ロードサイド型における昼夜の景観変化

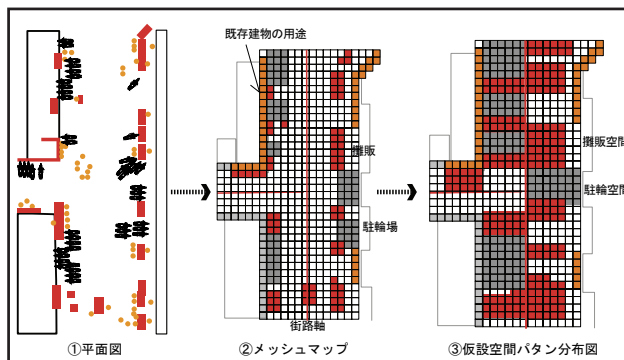


図6 現地調査に基づく仮設空間パターン図の作成

成し、分布特性から空間構成秩序を明らかにする。

4-2 仮設空間の構成要素

(1) 仮設空間の断面構成

攤販による仮設空間は街路空間の両側が仮設物等による占有領域であり、中央部を歩行者の移動領域としている（図7参照）。つまり、占有領域が仮設空間の機能を規定している。そこで空間構成の分析を進めるに当たっては街路空間を中央を2分割し、類型化された片側断面同士を組み合わせることによって仮設空間の空間パターンを表記する。

(2) 仮設空間の構成要素

仮設空間は街路上の占有物と既存都市空間からなる。攤販による占有方法と既存都市空間の片側断面構成を類型化し、組み合わせることによって店舗拡張型、補完型、駐車・駐輪型の3つに分類される（図8）。

4-3 歩行者アクティビティの分布特性

歩行者アクティビティは、滞留と回遊に分類される。滞留行動は、観察に基づき記録した。街路上においては、そのほとんどが商品、特に食品・飲み物を買うために行列をつくる、飲食する、商品を物色するといった攤販の業種に関わる行為である。また、公開空地であるAPOLO広場では、座って会話や攤販で買った食品を食べるといった街路上とは異なる行為が見られた。

回遊行動は各交差点における1分間の平均通過交通量から歩行者流動傾向を明らかにした。滞留と交通量の多い2つのゾーン（図9参照）を軸として地区の回遊行動が起きている。

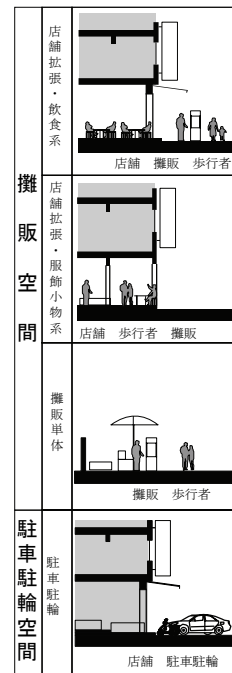


図8 仮設空間の断面類型

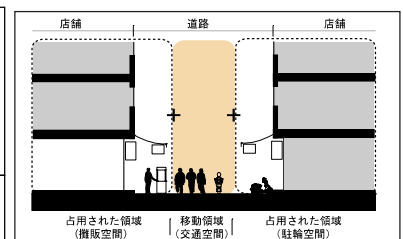


図7 仮設空間の断面構成の分析例

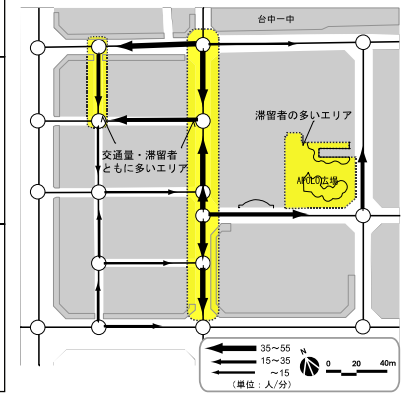


図9 台中一中周辺地区における歩行者交通パターン

4-4 仮設空間の構成秩序

仮設空間分布図(図10)から分布特性を分析することによって、3つの構成秩序が明らかになった。

(1) 集中性

攤販は同業種が集中して立地する傾向が見られる(図11)。ここでは、公開空地の周辺に飲食系攤販が、服飾・小物系店舗が並ぶ幅員5.5mの街路上には服飾・小物系攤販が集中的に占有している。飲食系の場合、公開空地周辺に立地することにより、飲食空間を付設する必要がなくなるなどのメリットがあり、服飾・小物系の場合は壁面を陳列スペースとして使用することによって、大掛かりな設備も必要とせず、営業を始めることが出来る。業種によって営業しやすい場所があることがわかった。

(2) 分節性

仮設空間は構成要素の組み合わせにより、①両側を攤販が占有する②攤販と駐車・駐輪が片側ずつ占有する③

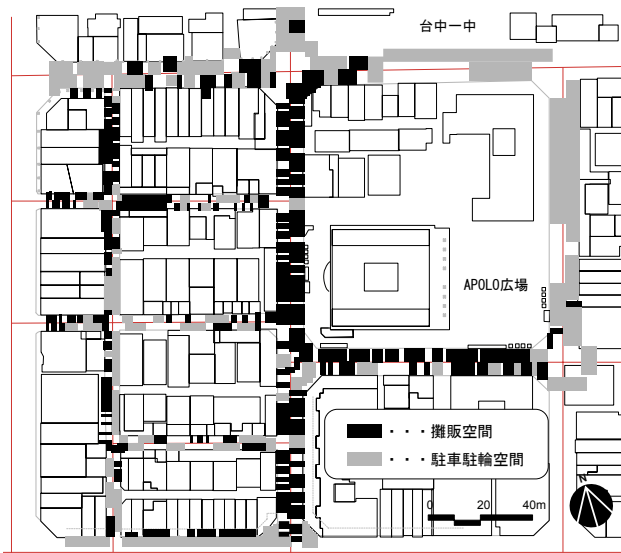


図10 仮設空間分布図

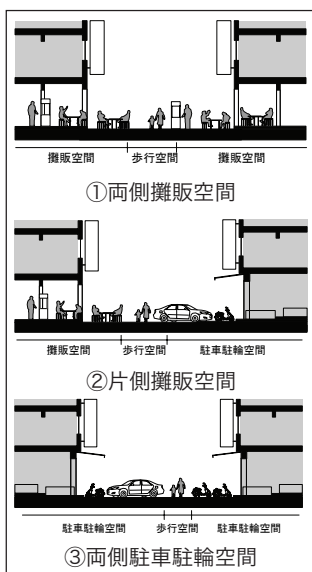


図12 仮設空間パターン
(断面構成)

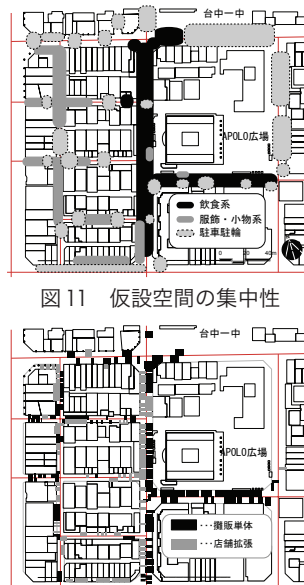


図11 仮設空間の集中性

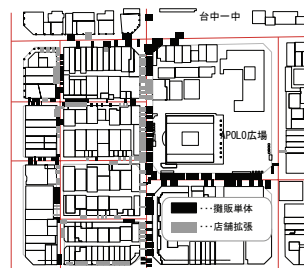


図13 仮設空間の補完性

両側を駐車・駐輪が占有する、という3種類のパターンが抽出される(図12)。

全てが図12-①のような高密度な商業空間ではなく、高密度な場所が複数分散し、図12-②のような片側に駐車・駐輪機能を備えた空間によって繋がれることによって来街者のアクセシビリティを高めている。こうした片側攤販空間や駐車・駐輪空間が幹線道路から攤販集中区へと移り変わる交差や街路上に発生し、高密度な賑わいを持つ空間へと段階的に移行させている。また、駐車・駐輪空間が、断続的に発生し高密度攤販空間を分節することによって来街者のアクセシビリティを高め、恒常的な賑わいを創出している。

(3) 補完性

台中一中周辺地区は本来、店舗が集中しているのは一部であり、多くは散在しているが、攤販が立地することによって既存街路網が活かされた連続した仮設商業空間が創出されている(図13)。また、買物をした歩行者が休憩することができるAPOLLO広場のような公開空地の存在が地区の回遊性や滞留性を高め、賑わいを創出する一因となっている。

このように、台中一中周辺地区における攤販集中区は、非計画的な商業空間でありながら、結果的に既存の限られた空間資源を最大限に活用した、自然発生的な空間構成秩序を形成されていることが、分析の結果明らかになった。

5. おわりに

本研究では次のことが明らかになった。

- (1) 攤販は交通や衛生上など幾つかの問題を抱えてはいるが、近年、台中市政府は、台中市の生活において欠かせない攤販を法的に位置付け、積極的に活用していこうとする方向性へと変化しつつある。
- (2) 攤販集中区は、立地場所や一日の時間帯別の来街者特性に応じた柔軟な空間を形成しながら、地域コミュニティの核としての役割を果たしている。
- (3) 仮設空間は一見して、長く連続して店舗や攤販が立地しているように見えるが、同業種が集中している間に駐車駐輪空間が適度に入り込み、アクセシビリティの高い賑わい空間を創り出している。

これらは、仮設的賑わい空間を創出するために必要となる条件であるといえる。

脚注

- 1) 攤販とは、台湾では、露天商など路上で営業する固定式あるいは可動式の小型店舗とその営業者のことを一般に「攤販」と呼称する。
- 2) 台中市政府発行の「台中市攤販経営概況調査簡要分析」(1999年)による。
- 3) 台中市政府発行「攤販集中区経営現況調査報告」(2000年)に基づき筆者作成